

Sマーク認証製品の市場買上げの実施

電気製品認証協議会（SCEA）事務局

電気製品認証協議会（以下、「協議会」という。）では、Sマーク認証製品のさらなる信頼性向上を図ることを目的に、Sマーク認証製品の市場監視（サーベイランス）として一般市場で販売されているSマーク認証製品を買上げ、市場品が認証時と同等であるかの確認（以下、「同等性確認」という。）を、2009年度より以下のとおり実施する。

1．買上げ対象製品

一般の市場店頭等で販売されているSマーク認証製品を対象とする。

2．買上げ製品の選定等

- (1) 買上げ製品は、製品事故が発生している製品群を中心に、認証機関で重複しないように選定し、認証機関で構成するSマーク認証機関連絡会（以下、「連絡会」という。）で決定する。
- (2) 買上げ製品は、各認証機関がSマーク認証した製品を選定する。次年度は前年度と異なる製品を選定する。
- (3) 認証時との同等性確認は、当面の間Sマーク認証を行った認証機関が行う。
- (4) 製品買上げ費用及び同等性確認の試験費用は、連絡会で決定する。

3．不適合製品の処置

- (1) 認証機関は、不適合製品が発生した場合、直ちに事務局に報告する。
- (2) 不適合製品の処置は、連絡会で検討し、その対応を決定する。
- (3) 認証機関は、認証機関の手順に従って認証登録者・工場に対して是正処置を指示する。
- (4) 認証機関は、是正処置の結果を連絡会に報告する。

4．協議会への報告

上記の市場買上げの結果は、幹事会に報告する。

以 上